

経済産業大臣談話

我が国輸出管理の強化策について

平成18年3月3日

貿易経済協力局貿易管理部

1 最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、極めて遺憾であるが、それらの事実関係については、いずれ司法により明らかになると考えている。

2 他方、私は、輸出管理所管大臣として、このような状況にかんがみ、経営トップの輸出管理意識の向上をはじめ、外為法の遵守を徹底するため、次の項目を中心とした方策を講じることとする。

外為法の遵守状況についての調査を強化するため、抜き打ち的な立ち入り検査を実施すること（当面100社）

企業における輸出管理意識を高めるため、私から約240の輸出関連団体の長に対し要請文を发出するとともに、各種説明会を拡充すること（約70回を目途）

貨物のみならず技術に関する輸出管理の徹底を図るため、大学等研究機関を所管する文部科学大臣あてに、私から制度周知等のための協力要請を行うとともに、47都道府県において、大学等を対象に説明会を開催すること

3 今後とも、国際的な協調の下、輸出管理行政を強化し、懸念貨物等の不正な輸出がなされないよう、万全を期してまいりたい。

我が国輸出管理の強化策について

最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いています。こうした事態を受け、経済産業省では、経営トップの輸出管理意識の向上をはじめ、外為法の遵守を徹底するため、以下の輸出管理強化策を講じることとします。

1 外為法の遵守状況についての調査の強化

(1) 当面100社を目途に抜き打ち的な立入検査を実施します。

(2) 立入検査の結果、輸出管理に不備事項が認められる企業等については、その代表者からの弁明書及び改善誓約書の提出を求めます。

2 輸出者、特に経営者の輸出管理意識の向上

(1) 輸出関連団体（約240団体）の長あてに経済産業大臣名で輸出管理の強化を求める要請文を发出します。

(2) 法令改正事項、違反事例の紹介を中心とした企業等に対する説明会を充実・強化させます（年間70回の開催を目途）

(3) 輸出管理説明会への参加を一般包括許可の取得・更新の要件とし、輸出管理部門のみならず経営・営業部門の参加を義務付けます。また、経営トップにも参加を要請します。

(4) 従来、国際輸出管理レジームの対処方針策定補助等の専門技術業務を行っている調査員（民間人に委嘱：平成17年度33名）を企業啓発業務等に活用するために最大100人まで拡充します。

3 貨物のみならず技術に関する輸出管理の徹底

(1) 大学等研究機関を所管する文部科学大臣あてに輸出管理の強化を求める要請文を发出します。

(2) 大学等を対象とした説明会を文部科学省と協力して47都道府県で実施します。

(3) 前掲の輸出関連団体の長あての要請文に加え、貨物輸出企業が行う輸出先への役務提供についての規制内容を説明会等において周知することを強化します。

4 海外における輸出管理に係る支援強化

(1) アジア諸国への輸出管理協力（アウトリーチ）を強化します。迂回輸出を防止する観点から、3月20～21日に、台湾において輸出管理協議及び輸出管理セミナーを開催する予定です。

(2) 海外子会社の輸出管理について、先行企業の事例集を作成します。

(3) 海外子会社の従業員研修のための教材を作成します。